

意見募集を実施した際の省令案からの変更点

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令案等の意見募集を実施した際の「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令案」からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	第二条（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）	改正後欄の第1条第2項第3号について、「「発電側託送供給料金」とは、基準託送供給料金のうち、発電等用電気工作物（令和六年三月三十一日までに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第七条第三項若しくは第六項の規定による落札者の決定を受けた当該落札者の再生可能エネルギー発電設備（ <u>同法第二条第三項第五号に規定するバイオマス</u> を電気に変換する設備であってバイオマス以外の燃料を混焼させて発電を行うもの及び再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に附属する蓄電設備を除く。以下この号及び第十一条の二第一項第二号において同じ。）のうち当該落札に係る認定の取得期限までに最初に同法第九条第四項の規定による認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係るもの若しくは同日までに最初に同法第九条第四項の規定による認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備であり、かつ、同法第二条の三第一項に規定する交付期間若しくは同法第三条第二項に規定する調達期間中にあるもの又は当該発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値が十キロワット未満であるものを除く。）を維持し、及び運用する者（当該発電等用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続する者に限る。）が、当該発電等用電気工作物と電氣的に	御意見を踏まえ修正

		接続する電線路を維持し、及び運用する一般送配電事業者に対して支払う料金をいう。」に修正する。	
2	同上	改正後欄の第11条の2第1項第2号について、「令和六年三月三十一日までに再生可能エネルギー電気特措法第七条第三項若しくは第六項の規定による落札者の決定を受けた当該落札者の再生可能エネルギー発電設備のうち当該落札に係る認定の取得期限までに <u>最初に</u> 同法第九条第四項の規定による認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係るもの又は同日までに <u>最初に</u> 同法第九条第四項の規定による認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備であり、かつ、同法第二条の三第一項に規定する交付期間又は同法第三条第二項に規定する調達期間中にあるもの（当該発電設備を維持し、及び運用する者が、一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値が十キロワット未満であるものを除く。）に係る延契約電力に相当する値」に修正する。	御意見を踏まえ修正
3	同上	改正後欄及び改正前欄の第16条第3項について「一般送配電事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる値又は割合により、 <u>三</u> 需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。」に修正する。	技術的修正
4	同上	改正後欄の第22条第1項について「一般送配電事業者は、需要側送配電関連固定費、送配電関連可変費及び需要家費として、第八条第一項の規定により整理された事業税、廃炉等負担金、電力費振替勘定（貸方）及びインバランス収支過不足を、第十三条から前条までの規定により整理された需要側送配電関連固定費の合計額、送配電関連可変費の合計額及び需要家費の合計額のこれらの合計額 <u>の合計額</u> に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。」に修正する。	技術的修正
5	同上	改正前欄の第22条第1項について「一般送配電事業者は、送配電関連固定費、送配電関連可変費及び需要家費として、第八条第一項の規定により整理された事業税、廃炉等負担金及び電力費振替勘定（貸方）並びに算定省令第十六条、第十七条及び第十八条に規定により算定された額を、第十三条から前条までの規定により整理された送配電関連固定費の	技術的修正

		合計額、送配電関連可変費の合計額及び需要家費の合計額のこれらの合計額の合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。」	
6	同上	改正前欄の第22条の2第2項について「一般送配電事業者は、前項の規定により整理された発電側送配電関連固定費を追加発電側送配電関連固定費として整理しなければならない。」に修正する。	技術的修正
7	同上	改正前欄の第22条の2第2項の表中上欄を「一 前項の規定により整理された送配電関連固定費の額」に修正する。	技術的修正
8	同上	改正後欄の第25条第2項について「一般送配電事業者は、需要側託送供給料金を設定するにあたっては、前条の規定により <u>三</u> 需要種別ごとの送配電関連費として整理された総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額（以下「送配電関連需要種別原価等」という。）を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、一般送配電事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給に係る料金を設定しなければならない。」に修正する。	技術的修正
9	同上	改正前欄の第25条第2項柱書について「一般送配電事業者は、前条の規定により <u>三</u> 需要種別ごとの送配電関連費として整理された総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額（以下「送配電関連需要種別原価等」という。）を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、次の各号に掲げる料金を設定しなければならない。ただし、第二号に掲げる料金を設定する場合であって、合理的な理由がある場合には、送配電関連需要種別原価等にかかわらず、 <u>料金を</u> 設定することができる。」に修正する。	技術的修正
10	同上	改正後欄の第29条について「認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金（第一条第二項第四号ハに掲げるものに限る。）は、前 <u>二</u> 条の規定にかかわらず、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十三条の三の四に規定する回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得	技術的修正

		た額として設定しなければならない。」に修正する。	
11	同上	改正前欄の第29条について「認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金（第一条第二項第二号ハに掲げるものに限る。）は、前二条の規定にかかわらず、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十三条の三の四に規定する回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額として設定しなければならない。」に修正する。	技術的修正
12	同上	改正後欄の第30条第2項の表中上欄の第四行と第五行を隔てる罫線を削除する。	技術的修正
13	同上	改正前欄の第31条第7項ただし書について「ただし、第二号に掲げる料金を設定する場合であって、合理的な理由がある場合には、送配電関連需要種別原価等及び特定変動可変費並びに特定変動可変費及び特別変動可変費にかかわらず、 <u>料金及び割引額を設定することができる。</u> 」に修正する。	技術的修正
14	同上	改正前欄の第31条の2第6項について「料金は、前項の規定により整理された三需要種別ごとの特別変動可変費と託送供給等約款で設定した料金を算定した際（ <u>第三十条第二項において準用する場合を含む。</u> ）の規制期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は前条第六項の規定により算定した当該規制期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該規制期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。」に修正する。	技術的修正
15	同上	改正前欄の第31条の2第7項ただし書について「ただし、第二号に掲げる料金を設定する場合であって、合理的な理由がある場合には、送配電関連需要種別原価等及び特別変動可変費並びに特別変動可変費及び特定変動可変費にかかわらず、 <u>料金及び割引額を設定することができる。</u> 」に修正する。	技術的修正
16	同上	様式第四について「（第10条関係）」に修正する。	技術的修正

17	同上	様式第四について、「非化石証書購入費」の行の「合計」欄の「／」を削除する。	技術的修正
18	同上	様式第四について、「地帯間購入電源費」の行の「総離島等供給費」欄の左側に罫線を追加する。	技術的修正
19	第五条（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）	3行目（「次の表により、」から始まる行）について、二字下げとし、4・5行目（「の傍線を付した」から始まる行・「げていないものは」から始まる行）について、一字下げとする。	技術的修正
20	同上	様式第16の「特定需要」の行の「変動費」の欄の左側に罫線を追加する。	技術的修正
21	同上	様式第16の2の「特定高圧需要」の行の「変動費」の欄の左側及び「特定低圧需要」の行の「変動費」の欄の左側に罫線を追加する。	技術的修正
22	第七条（電気事業託送供給等収支計算規則）	「様式第一の」から始まる行について、二字下げとする。	技術的修正
23	同上	様式第一の第一表「社内取引明細表」の2「項目別明細表」中、（7）「最終保障供給対応取引費用」について、「金額」欄の左側の罫線を追加する（「種類及び名称」欄の「最終保障供給対応取引費用（基準託送供給料金に相当する額を除く。）」との記載を折返し表示する）。	技術的修正

意見募集を実施した際の訓令案からの変更点

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令案等の意見募集を実施した際の「一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領（改定案）」からの変更点は以下のとおりです。

1	一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領（改定案）	新欄「令和 年 月 日改正」の後に、以下の記載を追加。 ＜ 目 次 ＞ 第1章 総則 第2章 「期間原価等項目への整理」に関する審査 第3章 「料金の計算」に関する審査 第1節 「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」に関する審査 第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査 第3節 <u>発電側託送供給料金の設定における設備投資の</u>	技術的修正
---	---------------------------	--	-------

		<u>効率化及び電気の潮流状況の改善に資する場合の割引額に関する審査</u> 第4節 インバランス料金の設定に関する審査	
2	同上	旧欄「令和4年11月1日改正」の後に、以下の記載を追加。 ＜ 目 次 ＞ 第1章 総則 第2章 「期間原価等項目への整理」に関する審査 第3章 「料金の計算」に関する審査 第1節 「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」に関する審査 第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査 第3節 <u>供給区域内の電気の潮流状況を改善する場合の割引額に関する審査</u> 第4節 インバランス料金の設定に関する審査	技術的修正

--	--	--	--